

「新しい生活様式」を踏まえた集合型研修の運営方針（5月28日版）

R2. 5. 28

石川県教員総合研修センター

○フィジカル・ディスタンス（身体的距離）の確保

- ・ 研修室における人との間隔は、最低1m以上確保します。
- ・ 受講者が過密にならないよう、必要があれば研修日程や研修会場を変更します。

○受講者の健康管理

- ・ 来所時に手指のアルコール消毒を行います。
- ・ 来所時に問診票で体温等の健康状況を確認します。
- ・ 発熱や風邪症状がある場合は受講できません。
- ・ 受講者にマスクの着用を求めます。

○感染症対策

- ・ 研修室の椅子・机、ドアノブ等、不特定多数が触れる場所は、毎日定期的に消毒を行います。また、研修で受講者同士が共用する物品がある場合、使用の前後に消毒を行います。
- ・ 研修中は冷暖房の有無にかかわらず、換気を行います。

○その他

- ・ 県外からの講師の招聘については、国や各自治体の感染症への対応方針を考慮して判断します。
- ・ 職員一同、感染症予防に努め、安全な研修が実施できるよう留意してまいります。

受講のために来所される方へのお願い

- 1 発熱等、風邪症状がある方は受講できません。事前に管理職を通じて欠席の連絡をお願いします。
- 2 受講の際にはマスクを必ず着用してください（色柄物等のマスクも可）。
- 3 「問診票」をスマートスクールネットからダウンロードし、当日の体温等を記入して持参してください（SSN>「教員総合研修センター様式」>「各種届出」>「お知らせ」）。
- 4 建物に入る際に以下の手続きがありますので、ご協力ください。
 - (1) 問診票の提出（職員が回収します。すぐに提出できるように準備してください）
 - (2) 手指のアルコール消毒（消毒液はセンターが準備します）
- 5 受付等に行列ができる場合、1m以上の間隔を開けて並んでください。
- 6 休憩時間等に、受講者同士が対面して飲食することは禁止します。
- 7 その他、手洗いや咳エチケット等、感染症を予防するための行動をお願いします。
- 8 昼食が必要な方は各自で用意してください。センターでの注文は当分の間行いません。